

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和4年10月13日（令和4年（行情）諮問第583号ないし同第585号）

答申日：令和5年3月23日（令和4年度（行情）答申第677号ないし同第679号）

事件名：「作戦基本部隊の戦い方に係る研究」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の不開示決定（不存在）に関する件

「水陸両用作戦に係る研究」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の不開示決定（不存在）に関する件

「水陸両用機能の戦力化に係る研究」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1ないし3に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成28年5月23日付け防官文第10067号、同第10069号及び同第10070号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

請求の根拠した文書にその存在が示されているので、改めて関連部局を探索上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1について

（1）経緯

本件開示請求は、本件対象文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書の保有を確認することができなかったことから、平成28年5月23日付け防官文第10067号により、法9条2項の規定

に基づき、文書不存在による不開示決定処分（原処分1）を行った。

本件審査請求は、原処分1に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 本件対象文書1の保有の有無について

本件対象文書1については、関係部署において、机、書庫、パソコン内のファイル等を探索したが、保有を確認することができなかったことから、不存在につき不開示としたものである。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「請求の根拠した文書にその存在が示されているので、改めて関連部局を探索上、発見に努めるべきである。」として、原処分1の取消しを求めるが、本件対象文書1については、上記(2)のとおり、所要の探索を行ったにもかかわらず保有を確認できなかったことから、不存在につき不開示としたものである。

なお、審査請求人が本件開示請求を行った時点では、「作戦基本部隊の戦い方に係る研究（仮称）」は開始されていたものの、行政文書の作成には至っておらず、原処分1を行った約10か月後の平成29年3月31日に同研究についての中間報告を取りまとめた。

したがって、現在は、本件開示請求に該当する文書は保有しているものの、本件開示請求時点では、防衛省において本件対象文書1は作成も取得もしておらず、本件対象文書1は保有していない。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分1を維持することが妥当である。

2 原処分2について

(1) 経緯

本件開示請求は、本件対象文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書の保有を確認することができなかったことから、平成28年5月23日付け防官文第10069号により、法9条2項の規定に基づき、文書不存在による不開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分2に対して提起されたものである。

その余は、上記1(1)と同旨

(2) 本件対象文書2の保有の有無について

上記1(2)と同旨

(3) 審査請求人の主張について

上記1(3)と同旨（なお、「作戦基本部隊の戦い方に係る研究（仮

称)」を「水陸両用作戦に係る研究」に改める。)

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分2を維持することが妥当である。

3 原処分3について

(1) 経緯

本件開示請求は、本件対象文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書の保有を確認することができなかったことから、平成28年5月23日付け防官文第10070号により、法9条2項の規定に基づき、文書不存在による不開示決定処分(原処分3)を行った。

本件審査請求は、原処分3に対して提起されたものである。

その余は、上記1(1)と同旨

(2) 本件対象文書3の保有の有無について

上記1(2)と同旨

(3) 審査請求人の主張について

上記1(3)と同旨(なお、「作戦基本部隊の戦い方に係る研究(仮称)」を「水陸両用機能の戦力化に係る研究」に改める。)

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分3を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和4年10月13日 諮問の受理(令和4年(行情)諮問第583号ないし同第585号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受(同上)
- ③ 令和5年2月17日 審議(同上)
- ④ 同年3月17日 令和4年(行情)諮問第583号ないし同第585号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分(原処分1ないし原処分3)を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、処分庁は原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 処分庁は、本件対象文書の保有の有無について、上記第3の1(2)、2(2)及び3(2)(理由説明書)のとおり説明し、当審査会事務局

職員をして諮問庁に確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件対象文書1は、審査請求人が原処分1の開示請求書に添付した書面に記載された「作戦基本部隊の戦い方に係る研究」に関して行政文書ファイル等につづられた文書であり、本件対象文書2及び3は、審査請求人が原処分2及び3の開示請求書に添付した書面に記載された「水陸両用作戦に係る研究」（本件対象文書2）及び「水陸両用機能の戦力化に係る研究」（本件対象文書3）に関して行政文書ファイル等につづられた文書である。

イ 原処分の開示請求書に添付された書面は、陸上自衛隊研究本部の平成25年度の業務の方針や業務の概要がまとめられた「平成25年度研究本部史」（以下「研究本部史」という。）の一部であり、同書面の「イ 26 RDOG 命題の考え方」には、「作戦基本部隊の戦い方に係る研究（仮称）」及び「水陸両用作戦に係る研究」との記載がある。

ウ 「作戦基本部隊の戦い方に係る研究（仮称）」（本件対象文書1）は、平成26年度の陸上自衛隊研究開発指針における「新たな陸上自衛隊の体制における部隊等の戦力化に関する研究」であり、改編される機動師（旅）団及び地域配備師（旅）団等の運用についての研究である。

エ 「水陸両用作戦に係る研究」（本件対象文書2）は、平成26年度の陸上自衛隊研究開発指針における「新たな陸上自衛隊の体制における部隊等の戦力化に関する研究」であり、新編される水陸機動団の運用についての研究であるところ、「水陸両用機能の戦力化に係る研究」（本件対象文書3）については、研究本部史に記載があるものの、当該研究の名称は、研究本部史が作成された当時における仮称であり、その後、本件対象文書2と同様に「水陸両用作戦に係る研究」として進められたものである。

オ 上記ウ及びエの研究は、平成26年度ないし平成28年度に実施した3か年の研究（平成29年3月31日に中間報告の取りまとめを実施。）及び平成29年度に実施した深化分の研究（平成30年2月27日に終了報告の取りまとめを実施。）からなるところ、上記第3の1（3）、2（3）及び3（3）（理由説明書）のとおり、審査請求人が本件開示請求を行った平成28年3月の時点では、同研究は開始されていたものの、行政文書の作成には至っておらず、原処分を行った約10か月後の平成29年3月31日に上記のとおり、同研究成果の中間報告（以下「中間報告書」という。）を取りまとめた。

カ したがって、本件対象文書に相当する文書については、上記第3の

1（3）、2（3）及び3（3）及び上記オのとおり、原処分後に作成していることから、本件開示請求時点では、防衛省において本件対象文書は、作成又は取得しておらず、保有されていなかったものである。

キ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて執務室、書棚、書庫、パソコン内（共有フォルダを含む。）のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

（2）検討

ア 当審査会において、諮問庁から提示を受けた研究本部史及び中間報告書を確認したところによれば、上記（1）イ及びエの諮問庁の説明のとおりの内容が記載されていると認められ、また、平成29年3月31日に中間報告を取りまとめたとする旨の上記（1）オの諮問庁の説明は首肯できる。

イ そうすると、上記第3の1（3）、2（3）及び3（3）並びに上記（1）の諮問庁の説明において、現在は保有しているが、本件開示請求時点で本件対象文書の作成又は取得はしておらず、保有もしていなかった旨の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

ウ 探索の範囲等については、上記（1）キのとおりであり、特段の問題があるとは認められない。

エ したがって、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 付言

（1）原処分の不開示理由について、「文書の存在を確認することができなかった」と記載されているところ、一般に文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書の保有を確認できないという事実だけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか等、当該文書が存在しないことの要因についても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切を欠くものであるといわざるを得ず、処分庁は、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。

（2）本件は、審査請求から諮問までに約6年3か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいえず、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における

処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙（本件対象文書）

1 本件対象文書1（諮問第583号）

「「作戦基本部隊の戦い方に係る研究」に関して「行政文書ファイル等」（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」

2 本件対象文書2（諮問第584号）

「「水陸両用作戦に係る研究」に関して「行政文書ファイル等」（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」に係る行政文書

3 本件対象文書3（諮問第585号）

「「水陸両用機能の戦力化に係る研究」に関して「行政文書ファイル等」（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」に係る行政文書